

## 三原市中小企業融資制度のご案内

三原市では、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の育成振興に資することを目的として、次のような中小企業融資を行っています。  
多数、ご利用ください。

### 令和6年度 三原市中小企業等融資制度一覧

令和6年4月現在

制度名	要件	貸付限度額	資金用途	貸付期間	貸付利率	返済方法	保証人	信用保証等	保証料等	受付期間	受付場所	取扱金融機関
中小企業融資	市内において事業を行う中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第1号の2に定める中小企業者であって次に該当する者  1 市内に事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる者 2 市税を完納している者  ※長期運転資金・設備資金は各一件を上限とします。 ※債務の返済資金としては使えません。	2,000万円以内	長期運転資金	3年超 10年以内 (6ヶ月以内の据置可)	年1.3%	分割払い	信用保証協会所定の方法	原則信用保証付	(市の一部負担有り) 信用保証協会所定の料率	常時	中国銀行 広島銀行 もみじ銀行 しまなみ信用金庫 呉信用金庫 広島県信用組合 両備信用組合  市商工振興課(幹旋)	中国銀行 広島銀行 もみじ銀行 しまなみ信用金庫 呉信用金庫 広島県信用組合 両備信用組合
			設備資金	3年以内 (6ヶ月以内の据置可)	年0.8%							
中小企業組合等融資	1 市内に事業所を有する中小企業等協同組合法等により設立された組合及びその構成員  (事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	組合 2,000万円以内 構成員 1,000万円以内	原則として 運転資金	7年以内	1年未満 年1.8% 1年以上 年2.0%	分割払い	商工中金所定の方法	—	—	常時	商工組合中央金庫 福山支店	同 左

## 三原市中小企業融資資金利子補給金制度のご案内

三原市中小企業融資(短期を除く)をご利用の方に対して、毎月の返済額のうち利息分のうち0.5%について、融資を受けた日から3年間、利子補給金制度を実施しています。  
通常の貸付利率より、さらに低利でご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

■お問い合わせ先: 商工振興課(0848-67-6072)各取扱金融機関及び広島県信用保証協会